

税務課からのお知らせ

申告書などの提出は1月31日(木)までに

郵送による提出の場合は、1月31日(木)必着となるよう、ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税

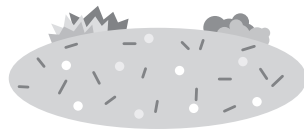
☎ 32・2115 / FAX 33・3401

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産(土地・家屋および無形減価償却資産を除く)の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(木)までに申告してください。(申告用紙が未着の事業所はご連絡ください。)

◎住宅用地申告書

平成24年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日(木)までに「住宅用地申告書」を提出してください。



◎家屋異動申告書

平成24年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は「家屋異動申告書」を提出してください。

個人住民税

☎ 32・3821 / FAX 33・3401

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所(者)は、平成24年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成25年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(木)までに提出することとなっています。

赤石町の市有地を売却します

市が設定する最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

【物件】 赤石町字大林5番1および6番3

【面積】 2,385.99㎡

(私道負担74.54㎡含む)

【最低売却価格】 3,500万円

【現地説明会】 1月22日(火) 午前10時～

※現地集合

◆入札参加方法◆

所定の申込書(市ホームページからダウンロードできます。)および添付書類を市総務課(市役所3階)まで提出してください。

【受付期間】 1月23日(水)～2月5日(火)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

【入札日時】 2月7日(木) 午前11時入札

(午前10時30分受付)

【入札場所】 市役所4階小会議室

【お問い合わせ先】

市総務課管財担当(市役所3階)

TEL 32・2123 / FAX 33・3253

要介護1以上で65歳以上の方・扶養親族の方へ

障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳などの交付を受けていない人が「障害者もしくは特別障害者に準ずる者」として認定を受けることにより、所得税や市県民税の確定申告などにおいて所得控除が適用されます。

申請できる方は、「要介護1」以上で65歳以上の方、もしくはその方を扶養している親族などです。

【申請方法】

申請者の印鑑および介護保険被保険者証を持参して、市介護福祉課窓口(市役所1階⑨番窓口)にて申請してください。

※審査がありますので、申請者全員が認定されるとは限りません。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当

TEL 32・2279 / FAX 35・0272